(三)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う者の名称　一般財団法人日本建築防災協会
(四)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　坂本　功
(六)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会
(七)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(八)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を開始する年月日　平成二十七年十月七日

(三)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う者の名称　一般財団法人日本建築防災協会
(四)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う者の住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　岡田　恒男
(六)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会
(七)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(八)　登録特定建築基準適合判定資格者講習事務を開始する年月日　平成二十七年十月七日

○国土交通省告示第百八十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の十四において準用する同規則第三条の十九の規定による届出があったので、同規則第六条の十四において準用する同規則第三条の二十八の規定に基づき、平成二十八年国土交通省告示第八百二十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年二月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一)　登録年月日　平成二十八年六月一日	(一)　登録年月日　平成二十八年六月一日
(二)　登録番号　登防講第一号	(二)　登録番号　登防講第一号
(三)　氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会	(三)　氏名又は名称　一般財団法人日本建築防災協会
(四)　住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	(四)　住所　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　坂本　功	(五)　法人である場合の代表者の氏名　岡田　恒男
(六)　登録防火設備検査員講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会	(六)　登録防火設備検査員講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人日本建築防災協会
(七)　登録防火設備検査員講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	(七)　登録防火設備検査員講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
(八)　登録防火設備検査員講習事務を開始する年月日　平成二十八年六月一日	(八)　登録防火設備検査員講習事務を開始する年月日　平成二十八年六月一日

○原子力規制委員会告示第三号

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月十五日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第十四号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）	（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設）
第二条　通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、次の各号（第一号を除く。）に掲げる原子力事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設及び第一号に掲げる原子力事業所に設置される原子炉の運転等のための施設とする。	**第二条**　通報事象等規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉の運転等のための施設は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける原子炉の運転等のための施設とする。
一　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター	［各号を加える。］